

令和6年8月29日開催

令和6年度

第2回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 開催日時 令和6年8月29日（木）
午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 開催場所 市役所議会棟 第2委員会室
- 3 出席者 いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員8名出席

(1) 審議会委員

黒田 涼子
佐藤 信一
高沢 祐三
田中 みわ子
中尾 剛
箱崎 千枝子
服部 裕
宮下 朋子

(※欠席委員：荒川 正勝、鶴沼 理人)

(2) 事務局職員

千葉 伸一郎 (総務部長) ※他の公務都合のため途中から出席。
大平 賢一 (総務部次長兼総合調整担当)
草野 秀智 (総務課長)
本田 智志 (総務課主幹兼課長補佐)
佐々木 洋和 (総務課文書係長)
吉田 裕史 (総務課文書係主査)

(3) 説明課

- ア 特定個人情報保護評価に係る全項目評価の第三者点検に関する制度概要
及び標準準拠システム再構築等業務について（情報政策課）
- イ 第三者点検「個人住民税賦課事務」（市民税課）
- ウ 第三者点検「住民基本台帳事務」（市民課）
- エ 第三者点検「予防接種事務」（感染症対策課）
- オ 情報公開制度の見直しについて（総務課）

4 議事の概要

(1) 会議の開催形式について

条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライ

バシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。

(2) 会議録の作成について

議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。

(3) 前回会議録（案）の承認について

令和6年度第1回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録について、事務局（案）のとおり承認された。

(4) 意見聴取事項の調査審議について

ア 特定個人情報保護評価に係る全項目評価の第三者点検

(ア) 制度概要及び標準準拠システム再構築等業務について（説明課：情報政策課）

【主な意見等】

委員：国が整備するガバメントクラウドに情報を預ける形になるということですが、個人情報保護法上問題ないという理解でよろしいでしょうか。

説明課：個人情報保護法に基づいて運用しますので、そのようにご理解いただいて問題ありません。

(イ) 第三者点検「個人住民税賦課事務」（説明課：市民税課）

【主な意見等】

委員：資料5ページの「サ 情報の不正な提供・移転の防止」のところで、「すでに承認済みのものを除き、市民税課の確認・承認を経たうえで可能とする」とありますが、具体的な方法や基準などがあるのでしょうか。

説明課：依頼があった際は、過去の承認済み事例と合致するものがないか確認し、無い場合は個別に目的外利用の基準に合致するか確認し、部内で意思決定のうえ行うようになっております。

委員：新たに承認したものは、46ページの「法によらない事務」の表に追加されていくということでしょうか。

説明課：そのとおりです。

委員：委託先の取扱いのところについてですが、不要となった個人情報の廃棄・消去などはどのように確認されるのでしょうか。

説明課：住民税の賦課に係る情報により課税計算を行い、納付書等の作成を行う業務などがありますが、システム上で処理された件数が報告されるようになっており、各作業において何件の処理を行ったかという内容について、報告を提出させることで管理を行っております。

委員：こうした情報の取扱いの委託にあたり、資料に「契約書において第三

者への特定個人情報の提供を禁止している」とありますが、契約書において違反した場合の罰則などは定めていますか。

説明課：第三者への提供違反などに関して、別個に罰則規定を設けてはいませんが、契約内容に係る違反があった際には、契約書中の損害賠償の規定により対応することになります。

委員：個人情報に変更が生じた際に、情報の更新はいつ頃、あるいは、どの位の頻度で行われるものですか。

説明課：住民基本台帳を基に、年度毎に課税対象となる方の課税台帳を作成します。市県民税の賦課事務においては賦課期日（１月１日）時点の情報を基に作成します。遡って修正が必要な場合には、随時行うこととなります。

委員：修正申告があった場合などは随時修正が行われるということでしょうか。

説明課：そのとおりです。

(ウ) 第三者点検「住民基本台帳事務」（説明課：市民課）

【主な意見等】

委員：DV被害者のケースなどで、誤って情報を出してしまったなどといったニュースを目にすることがありますが、そのような慎重な取扱いが求められる情報についてはどのように対応されるのでしょうか。

説明課：DV被害者の方について、支援措置対象者と言っておりますが、支援措置対象者の情報についてはシステム上で制限をかけており、住民票などの請求がありますと、支所等から本庁にも請求があったことがわかるようになっております。そこで申請者が誰なのか、どういう目的での申請か審査を行い、審査の結果問題ないと判断した場合に、本庁で制限解除を行うことで交付可能になる仕組みとなっております。

また、最近は住民票のコンビニ交付なども可能となりましたが、支援措置対象者については、コンビニ交付の対象外としており窓口での請求でのみ受け付けることとしております。

(エ) 第三者点検「予防接種事務」（説明課：感染症対策課）

【主な意見等】

（特に意見なし）

イ 情報公開制度の見直しについて（説明課：総務課）

【主な意見等】（手数料の要否関係）

委員：手数料は設定しない方がよいと考えております。写し交付枚数のデータなど見ますと、想像以上に多いと感じます。これに伴ってマスキ

グの作業などもあるかと思います。これまで請求の大半を占めていた金入設計書が、情報提供により大幅に減ることで業務負担としては減ることになります。また、他市の状況として無料としているところが多いなか、いわき市で手数料を設定していくのは難しいのではないかと思います。

委員：段階的に手数料をとるようにしてもいいのではないかと考えていましたが、資料の想定される反対意見にあるように、公平性の問題や他市の状況を踏まえますと、手数料をとらない方向とすることが妥当なのかなと思います。ただし一方では、市民の皆さんが請求を行うというものでもないと思いますので、業務負担等を鑑みつつ、一部徴収もありうるかと思います。

委員：基本的には無料にすべきと考えています。営利目的の場合にはとるというのも考えられるとは思いますが、資料にあるとおりに運用上難しいものだと思いますので、無料とするのが良いかと思います。

委員：今年度の請求件数の状況ですが、昨年度より減ってはいますが、資料にある試算の数字と比べるとそこまでは減っていないように見受けられます。手数料については、請求目的に応じてとるという考え方もありますし、あるいは、請求する内容に応じてとるという考え方もあるのかなと思います。ただ、これに関しても同じ情報公開制度の手続きを行っているのに、一方は手数料無料で、もう一方には手数料がかかるといった形になり批判が生じてしまうかと思います。

委員：公平性の観点からは無料とした方がよいと思います。営利目的の場合などは手数料をとっても構わないように感じますが、運用上の線引きの難しさや、他市ではとっていないところが多い状況を見ますと無料でもいいのかなとも思います。

委員：手数料としては無料で構わないと思います。開示の状況としてほとんどの方は写しの交付を受けており、実費分の費用は徴収できている状況にあります。金入設計書の請求は情報提供により減少していますが、500万未満の工事や工事以外の案件などに限っても請求全体に占める割合は多くなるかと思います。しかし、こうした請求を行う事業者は、今後も市が発注した工事や委託事業などに入札の意思があるものだと思いますので、結果として市民にとっての資源が増えることになり、市民の利便性の向上といった利益に繋がると思います。手数料を有料にしていくとなると職員の負担増も生じてくると思いますので、そうした面でも無料がいいのではと思います。

委員：事業者などが仕事で使うために申請する場合は、手数料を徴収してもよいと思いますが、線引きの難しさがあると思います。その点に対してクレームが生じてしまうようであれば、そこで余計な時間を費や

すことになってしまいます。

京都府八幡市で市役所駐車場に電気自動車用の無料充電器を設置していたそうですが、そうしたところ、利用者の多くは市外の方だったそうで、市税を払っていない方がサービスを利用する状況が問題となり、中止に至ったという事例が最近ありました。市民の平等性を考えると安くても手数料をとることも考えられます。

目的で分けようとする線引きが難しいですから、もしとるとすれば項目で分ける方法が考えられると思います。何らかの特定の文書を請求する場合は、仕事に直結するものだから手数料をとります、といった形もあるかと思います。また、有料だったサービスを無料化するのはサービス向上と捉えられるでしょうが、無料で始めた後で、後から有料に変更しますとした場合、サービスの改悪などと市が批判されることが懸念されます。

委員：今年度から500万円以上の金入設計書の情報提供が始まり、500万円未満については情報公開手続きが必要ということですが、これについても今後さらに減ってくるのではと思います。入札の際に、落札額が発表されるそうですが、最近、入札額が僅差だったと取り上げられる場合もありますが、見積もりに使用する設計ソフトで使われているものは、ほぼ2社の製品だけと聞いており、差が生じにくい状況があるようです。事業者の方の話では「金入設計書はもういい」といった話も聞きます。このような状況もありますので、情報公開制度の趣旨を尊重し、手数料は無料でいいのではないかと思います。

委員：請求する内容によってという意見もありましたが、そうすると何を請求する場合に有料とするかといった検討が必要になります。例えば、金入設計書などは500万円以上の工事の場合は、情報提供で見れるようになっていきますし、何か意見のある方はいますか。

委員：特定の資料について手数料をとるように設定することを考える場合、令和4年度、5年度のその他の内訳をみても大分違いがありますし、現時点では想定されないような請求が今後出てくることも考えられますし、難しいように思います。

委員：500万円以上は誰でも見れるのに、500万円未満は手数料がかかるなどとなってしまうとバランスが取れないと思います。であれば、全ての金入設計書を公開とするのがよいのでしょうか。

委員：金入設計書の全てを情報提供対象とすると事務負担が大きくなりすぎるということだったかと思います。

説明課：金入設計書の情報提供は、情報公開請求に係る事務負担軽減を主な目的としていましたので、情報公開の対象にあまりならない設計書まで、その対象に含めることは逆に負担増を招くことになりますので、金入設計

書の請求の大部分をカバーし負担軽減効果を見込める範囲として設定したものであります。

委員：今後の状況次第では、５００万円の設定を見直すこともありうるということでしょうか。

説明課：そのように考えております。

委員：写しの交付枚数について、随分枚数の多い請求も一部あるようですが、これも金入設計書でしょうか。

説明課：令和５年度に２，０００枚以上の交付になった請求がありましたが、都市計画に関する開発許可関係の資料であります。金入設計書の場合ですと、多くても１００枚以内になると思います。

委員：写しの交付の場合に、実費負担とし１枚１０円を徴収していますが、情報公開に対応する業務について人件費との兼ね合いをどのように捉えればよいでしょうか。

説明課：情報公開請求に対応する業務については、本来業務ではないものを追加で行っているものではなく、基本的には通常業務の一環として行っているものと考えております。実費負担は紙代等としていただいているものであり、業務自体は通常業務の一環と考えれば、人件費を新たに考慮する必要はないものと考えております。

議長：皆さまにお諮りしたいと思いますが、手数料は無料の方向で検討していただくということではいかがでしょうか。

委員：〈異議なし〉

議長：それでは、手数料については無料の方向で進めていくということでお願いいたします。

５ その他

特になし

以上閉会